

# 關西大學 法學論集

第四十五卷 第四号  
平成七年十月

## 論 說

- フランスにおける選挙制度と政治形態 …………… 土 倉 莞 爾 (1)  
——一九九五年大統領選挙に関連して——
- 廃棄物処理・処分施設をめぐる許可と差止 …………… 植 木 哲 郎 (30)  
木 村 俊 郎

## 研究ノート

- 戦後五〇年と独米関係 …………… 眞 鍋 俊 二 (66)  
——日米関係との比較を念頭におきつつ——

## 資 料

- 宅地建物取引業者をめぐる諸判例(十一) …………… 明 石 三 郎 (94)
- クヌート・アメルング  
「同意能力について」 …………… 山 中 敬 一(訳) (163)
- インド憲法の改正 …………… 孝 忠 延 夫 (192)  
——第六二次改正(一九九〇年)から  
第七六次改正(一九九四年)まで——
- ハンス・ヨアヒム・ヒルシュ  
旧東独における法学部の再興 …………… 園 田 寿(訳) (219)
- トルコの拷問に関する二つの報告書 …………… 板 倉 千 明 (236)  
——国連拷問禁止委員会と欧州拷問等防止委員会——

## 判例批評

- 自らの行為によって訴えの利益を消滅させた原告が  
訴えの却下を求めてした上告と上訴権の濫用 …………… 上 野 泰 男 (264)

## 関西大学法学会規則

第一条 本会は関西大学法学会と称する。

第二条 本会は法学の研究を促進し、かつ研究の成果を発表することを目的とする。

第三条 本会は次の事業を行う。

一 機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の発行。

二 その他本会の目的を達成するために必要な事項。

第四条 本会の事務所は関西大学法学部内に置く。

第五条 本会は次の者をもって会員とする。

一 法学部の教授・助教授・専任講師・助手。

二 法学部学生及び大学院法学研究科学生。

三 法学部又は大学院法学研究科の卒業生であつて入会したもの。

四 その他評議員会の承認を得た者。

第六条 次の者を本会の名誉会員とする。

一 法学部に在籍した名誉教授。

二 特に評議員会の承認を得た者。

三 本会に次の役員を置く。

一 会長 法学部長をもって充てる。

二 評議員 教授・助教授・専任講師及び助手をもって充てる。

三 編集・庶務・会計各委員 評議員の中から評議員会において委嘱する。その任期は一年とする。ただし、再任は妨げない。

第八条 第五条第一号の会員は会費年額一三、五〇〇円を、同条第二号から第四号までの会員は会費年額四、五〇〇円を納めることを要する。

第九条 会員及び名誉会員は機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の配布を受ける。

第十条 この規則の改正は評議員会の決議による。

付則 この改正規則は、平成六年四月一日から施行する。

## 関西大学法学会役員(五十音順)

会長 永田眞三郎  
 評議員 池田敏雄(会計監査)

市川訓敏

市原靖久(会計)

今西康人(会計)

岩崎憲次

植木哲

上田惟一(編集)

上野泰男

大沼邦博

岡徹(編集)

奥村郁三

亀田健二

上林良一

岸井貞男(編集)

葛原力三

栗田和彦

栗田隆

孝忠延夫(庶務)

國府剛

小林弘二

齋藤彰

坂元茂樹(会計)

澤田嘉貞(庶務)

千藤洋三

園田寿

高森八四郎

竹下賢

竹本正幸

月岡利男(編集)

土倉莞爾

永田眞三郎

間登志夫

早川徹

原英次

菱田政宏

福瀧博之(編集)

眞鍋俊二

村井正

村田尚紀(会計)

森省三

森井暲(庶務)

山川雄巳

大和正史

山中敬一

山野博史

山本慶介

吉田栄司

吉田徳夫

若田恭二(編集)

前号目次 (第四十五卷 第二・三合併号)

論 説

民法九四条二項と民法一〇条……………	高森 八四郎
——虚偽表示と表見法理——	
産品(製造物)責任の中日比較……………	植木 哲(著) 謝 志宇(訳)
環境損害の救済に関するEC委員会の グリーン・ペーパーについて……………	今 西 康 人
運送人の損害賠償責任限度額制度の合理性……………	栗田 和 彦
振出日より前の日を満期とする手形の効力……………	福 瀧 博 之
借入金による弁済と否認……………	上 野 泰 男
——最判平五・一・二五民集四七卷一号 三四四頁の検討をかねて——	
インド憲法における「マイノリティ」……………	孝 忠 延 夫
危険実現連関論の理論的基礎……………	山 中 敬 一
——客観的帰属論の展開——	
プログレッシヴイズム時代と A・F・ベントリ「統治過程論」……………	上 林 良 一 真 鍋 俊 二
現代日本外交論序説……………	
——アジア・太平洋新外交を展望しつつ——	
国際的協議離婚についての覚書……………	齋 藤 彰 彰
——比較国際私法的視点から見た改正法例一六条と 日本の協議離婚制度の国際的拡張についての若干の疑問——	
「判例法から制定法の時代へ」の序章……………	本 浪 章 市
——離婚管轄権の変遷(その一) 一九七一年までの判例法の時代——	

本誌の編集に関する通信及び照会、寄贈雑誌等はすべて本会宛に御発送下さい。

関西大学法学会

執筆者紹介

土 倉 莞 爾	関西大学 教授
植 木 俊 哲	福山平成大学 講師
木 村 俊 郎	関西大学 教授
眞 鍋 俊 郎	名譽教授
明 石 三 郎	名譽教授
山中 敬 一	名譽教授
孝 延 夫	名譽教授
園 田 延 夫	名譽教授
板 倉 千 寿	名譽教授
上 野 泰 男	名譽教授

平成七年十月二十五日印刷  
平成七年十月三十一日発行

関西大学 第四十五卷  
法学論集 第四号

編集兼  
発行人

印刷所

発行所

大阪府吹田市山手町三丁目三番三五号  
関西大学法学部内  
京都市南区吉祥院池田南町十三番地  
振替〇九〇四六八八二番  
内外印刷株式会社  
大阪府吹田市山手町三丁目三番三五号  
関西大学法学部内  
関西大学法学会

# THE HOGAKU RONSHU

## THE LAW REVIEW

OF

## KANSAI UNIVERSITY

OCTOBER 1995

---

VOLUME XLV

NUMBER 4

---

*Articles*

Electoral Systems and Political Institutions in France ..... *Kanji Tokura* ( 1 )  
—In Relation to The French Presidential Elections of 1995—

About license and injunction in connection with  
the disposal facilities of waste ..... *Satoshi Ueki* ( 30 )  
*Toshirou Kimura*

*Note*

Germany-U. S. A. Relations in the Post-Cold War Era.... *Shunji Manabe* ( 66 )

*Materials*

Cases on the Real Estate Brokers (11)..... *Saburo Akashi* ( 94 )

Knut Amelung  
Über die Einwilligungsfähigkeit ..... *Keiichi Yamanaka* (163)

Constitution Amending Acts of India ..... *Nobuo Kochu* (192)

Hans Joachim Hirsch  
Der Wiederaufbau der Juristischen  
Fakultäten in den neuen Bundesländern ..... *Hisashi Sonoda* (219)

The Two Reports on Torture in Turkey ..... *Chiaki Itakura* (236)  
—The UN Committee against Torture and the  
European Committee for Prevention of Torture—

*Case Note*

Saikosaibansho (der Oberste Gerichtshof in Japan),  
Urt.v.19. 4. 1994, Hanreitaimuzu 857, 107 ..... *Yasuo Ueno* (264)  
—Revision und Rechtsmißbrauch (mit Anmerkung)

---

THE LAW SOCIETY OF KANSAI UNIVERSITY

OSAKA, JAPAN